

別紙1 物件調書・位置図・画地図

☆ 共通注意事項 ☆

各物件についてのお問い合わせは、物件調書に記載の物件担当課にお願いいたします。

(物件調書)

- 物件調書は、入札参加者が貸付物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において現地の状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。
- 面積や地目が、公簿と実測（現況）で相違する物件がありますが、現況での貸付けとなります。
- 建物所有目的には使用できません。
- 貸付対象地を駐車場として使用するにあたり、必要な手続きについては、関係行政機関、関係事業者を確認してください。
- 最低月額貸付価格に達しない入札は無効となります。
- 入札保証金は、落札後に契約保証金に充当します。
- 施設の貸付けに該当する（駐車場として整備されている）物件については、原則として消費税及び地方消費税（10%）がかかりますが、**入札書の入札金額は、物件調書に記載の最低月額貸付価格（税抜き）以上の金額を税抜きで記載してください。最低月額貸付価格（税抜き）に達しない月額賃料を記載した入札は無効となります。落札後は、記載されている入札金額に消費税及び地方消費税（10%）を加算した金額（小数点以下は切り捨て）を契約月額賃料とし、契約保証金額の算定も契約月額賃料を用いて行います。なお、消費税が変動する場合は、貸付価格にも反映させます。**

(位置図)

- 位置図は、現地調査のための参考資料ですので、道路の整備や建物の新築・解体などにより現況と相違している可能性があります。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。

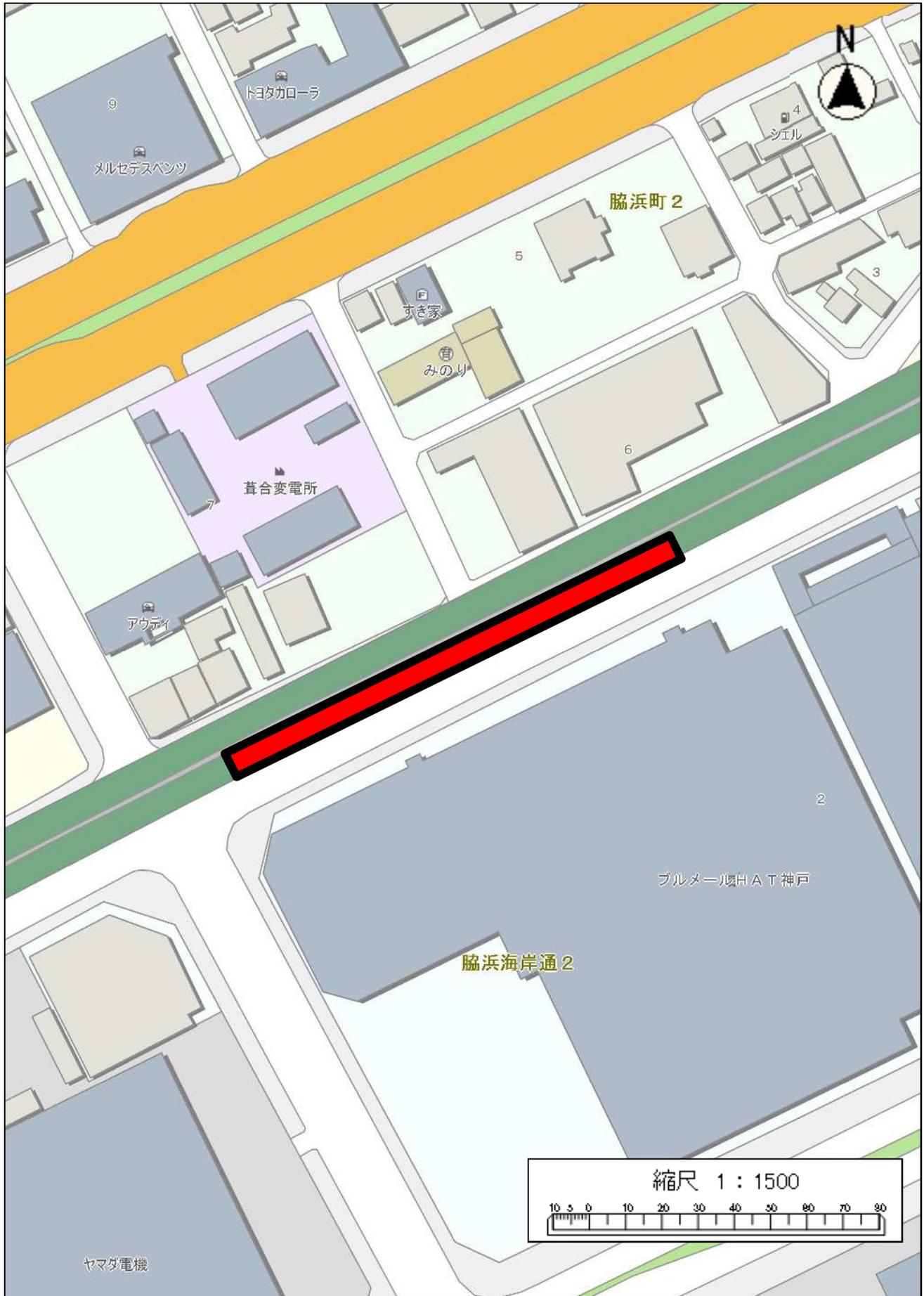
(画地図)

- 画地図は、あらかじめ現地の概要をつかんでいただくために作成した図面で、現況を全て正確にあらわしたものではありません。現地の状況は、必ず入札参加者ご自身でご確認ください。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。

1号地 物件調書

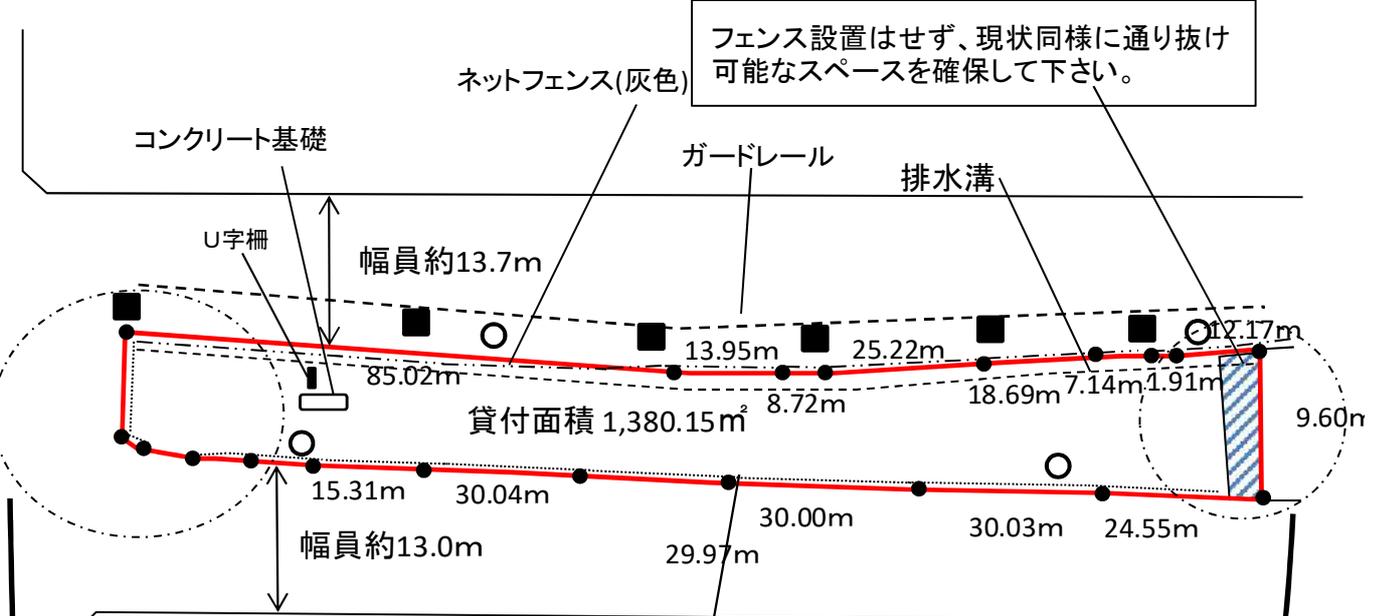
土地の概要	
所在地	神戸市中央区脇浜海岸通11番1のうち
地目	宅地
現況	駐車場
貸付面積	1,380.15㎡(実測)
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく】
貸付期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日
用途	平面駐車場(建物所有目的には使用できません。)
最低月額貸付価格	¥249,377-(税抜き)(この金額未満の入札は無効となります。) ※消費税及び地方消費税(10%)加算後の価格が契約月額賃料となります。
入札保証金	¥748,131-(落札後は、保証金に充当します。)
特記事項	<ul style="list-style-type: none">貸付対象地には工作物(ネットフェンス、門扉、排水溝、アスファルト舗装、ライン、電気配管・配線<埋設分>、赤色のビニール製ポール、U字柵、I字柵、西出口側の精算機コンクリート基礎部分、東出口側の発券機コンクリート基礎部分)が含まれ、現状での貸付けとなります。貸付期間中の管理(草刈り、清掃等を含む)及び補修については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。また、貸付対象地の使用に起因する事柄については、すべて落札者の責任で対処してください。上記工作物のうち、アスファルト舗装、ライン、電気配管・配線<埋設分>、赤色のビニール製ポール、U字柵、I字柵、西出口側の精算機コンクリート基礎部分、東入口側の発券機コンクリート基礎部分については契約終了時に落札者により撤去していただきます。また、土地の利用にあたって現存するネットフェンス、門扉を撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、貸主である本市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。上記以外の工作物(電気配管・配線<地表分>、車止め、ロック装置、発券機、精算機、セキュリティゲート、看板(取付柱含む)、電気引込柱(附属物含む))は、現契約者が撤去します。貸付対象地の南西側前面道路沿いの進入口及び東側の進入口においてネットフェンスが撤去されていますが、現契約者により復旧されます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。 ・貸付対象地東側部分において、フェンス設置はせず現状同様南北に通り返き可能なスペースを確保してください。 ・貸付対象地北側において、隣接地のネットフェンス（灰色）の一部が越境していますが、現状での貸付となります。 ・貸付対象地内において、標識柱がありますが、現状での貸付となります。 ・北側前面道路に阪神高速道路3号神戸線の柱、ガードレール及び標識柱があります。 ・西側前面道路に標識柱、街灯柱、信号柱及び乱横断防止柵があります。 ・貸付対象地は阪神高速道路3号神戸線の高架下であり、貸付対象地の使用にあたっては阪神高速道路の占用許可条件を遵守していただく必要があります。なお、落札者と本市が締結する賃貸借契約書とは別に、当該地条件について遵守する旨の覚書を本市と締結していただきます。また、賃貸借契約後、貸付対象地において工事を実施する際には、協議のうえ事前に阪神高速道路の許可を受ける必要があります。その審査には概ね2ヶ月程度の時間を要する場合があります。詳しくは、阪神高速道路株式会社神戸管理・保全部（TEL.078-331-9801）にご確認ください。 ・貸付対象地の現在の借地人との貸付期間は令和7年3月31日までです。
<p>物件担当課</p>	<p>都市局用地活用推進課（TEL：078-595-6751）</p>

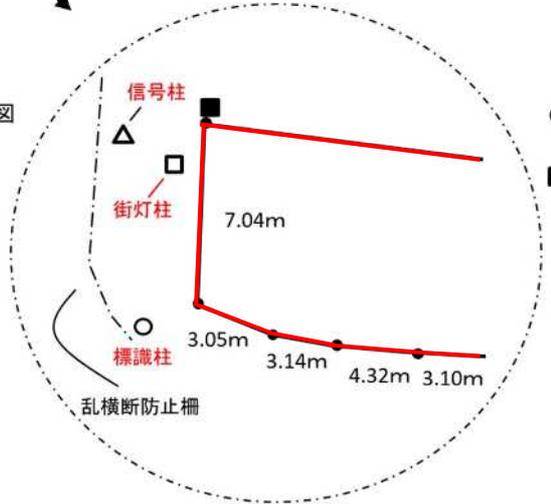




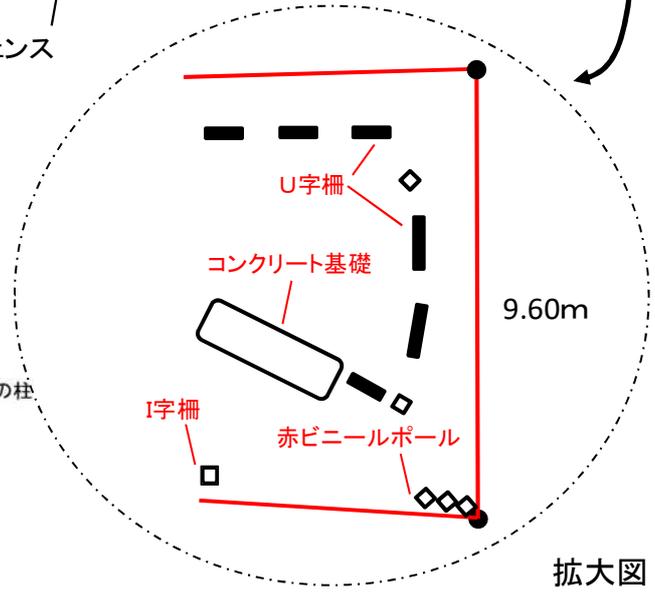
フェンス設置はせず、現状同様に通り抜け可能なスペースを確保して下さい。



拡大図



○は標識柱
■は阪神高速の柱

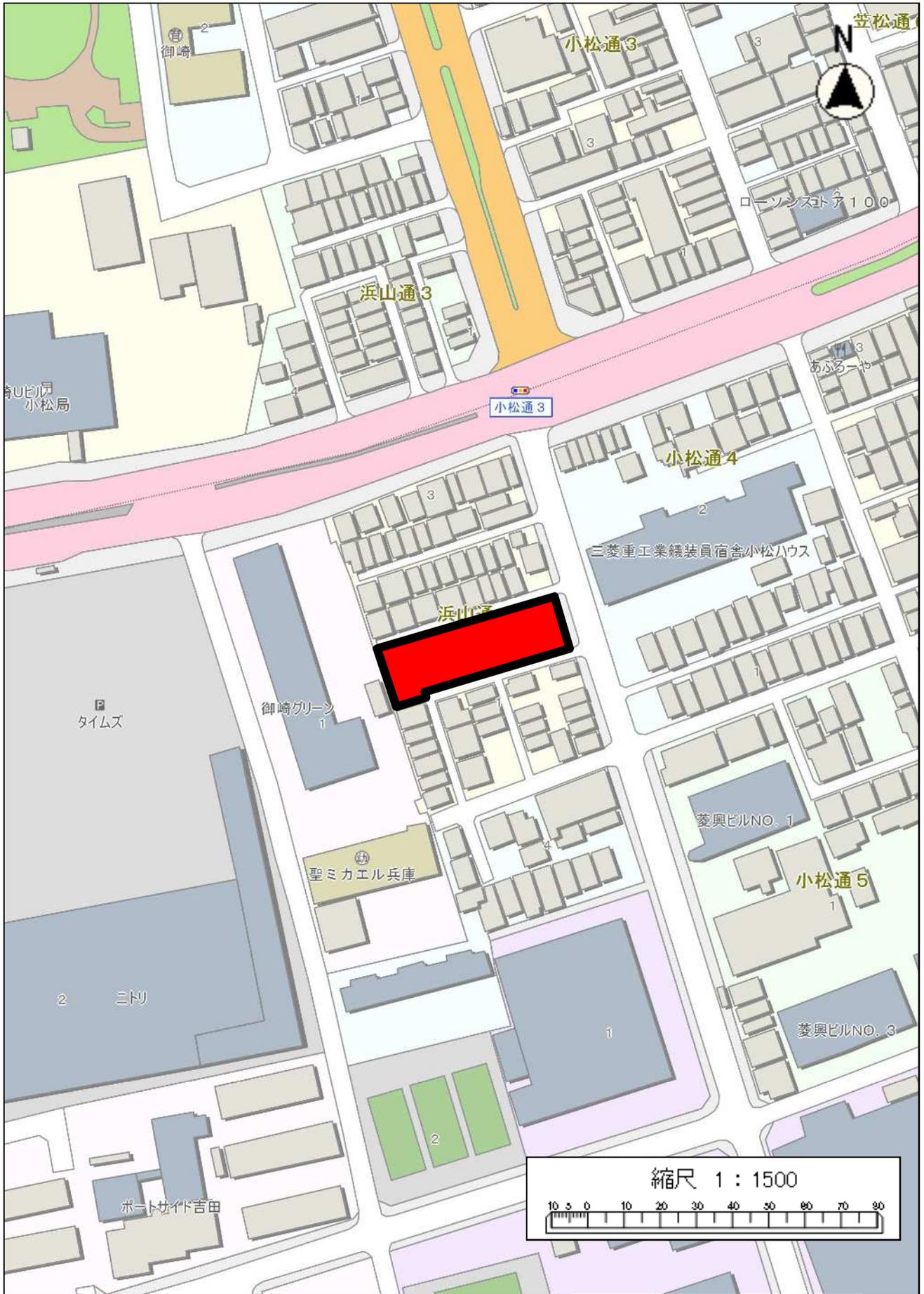


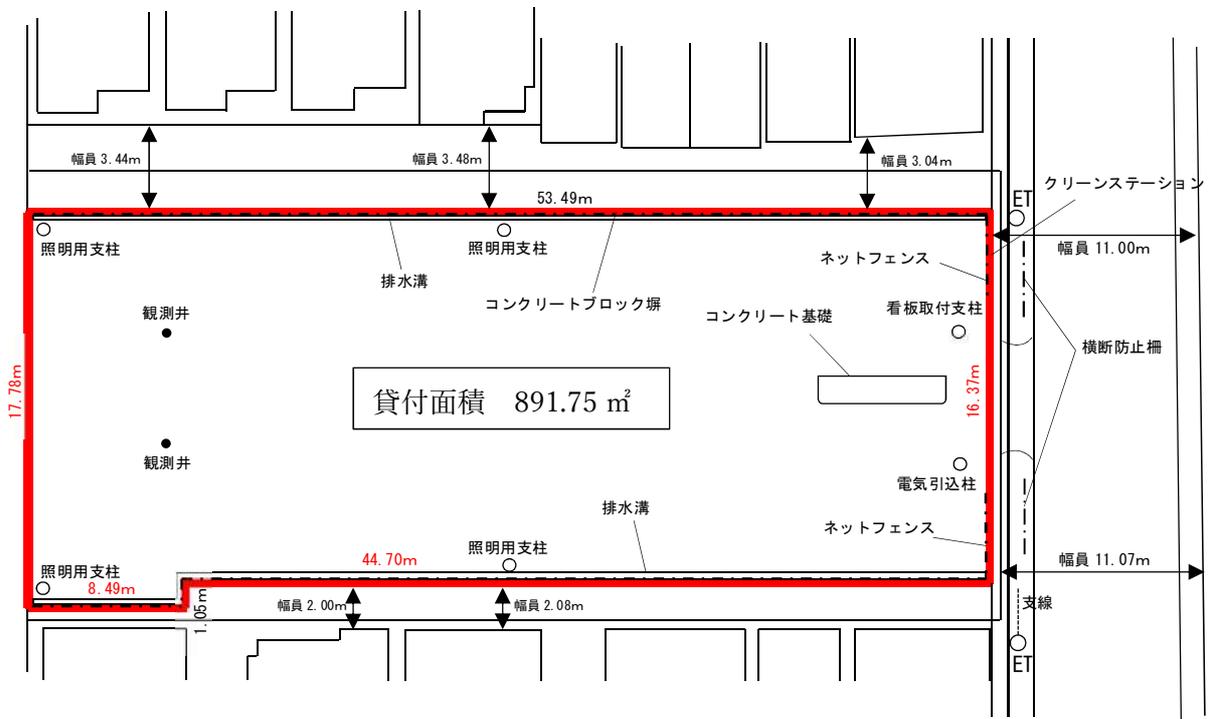
拡大図

2号地 物件調書

土地の概要	
所在地	神戸市兵庫区浜山通4丁目3番8のうち
地目	宅地
現況	駐車場
貸付面積	891.75㎡(実測)
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく】
貸付期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日
用途	平面駐車場(建物所有目的には使用できません。)
最低月額貸付価格	<p>¥403,748-(税抜き)(この金額未満の入札は無効となります。)</p> <p>※消費税及び地方消費税(10%)加算後の価格が契約月額賃料となります。</p>
入札保証金	¥1,211,244-(落札後は、保証金に充当します。)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地内には工作物(ネットフェンス、排水溝、コンクリートブロック塀、アスファルト舗装、車止め、精算機等用コンクリート基礎、電気引込柱、照明用支柱(北側2本、南側2本)、看板等取付支柱(車両出入口北側)、電気配管・配線(埋設分)、駐車区画ライン等)が含まれています。貸付期間中の管理(草刈り、清掃等を含む)及び補修等は、すべて落札者の費用と負担で行ってください。また、貸付対象地の使用に起因する事柄については、すべて落札者の責任で対処してください。 ・上記工作物のうちアスファルト舗装、車止め、精算機等用コンクリート基礎、電気引込柱、照明用支柱、看板等取付支柱、電気配管・配線(埋設分)、駐車区画ライン等及び落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合にはこの限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・上記以外の工作物(精算機、テント、ゲートキャッチャー(角形コンクリート基礎含む)、Uバリカー、看板(取付脚部含む)、電気引込柱の附属物、照明用支柱の附属物、看板等取付支柱の附属物、電気配管・配線(地上分)、電気配線カバーパイプ、自動販売機等)は現契約者が撤去します。 ・コンクリートブロック塀、ネットフェンスについては、現状のままで管理してください。 ・東側前面道路に電柱、支線、横断防止柵があります。また、クリーンステー

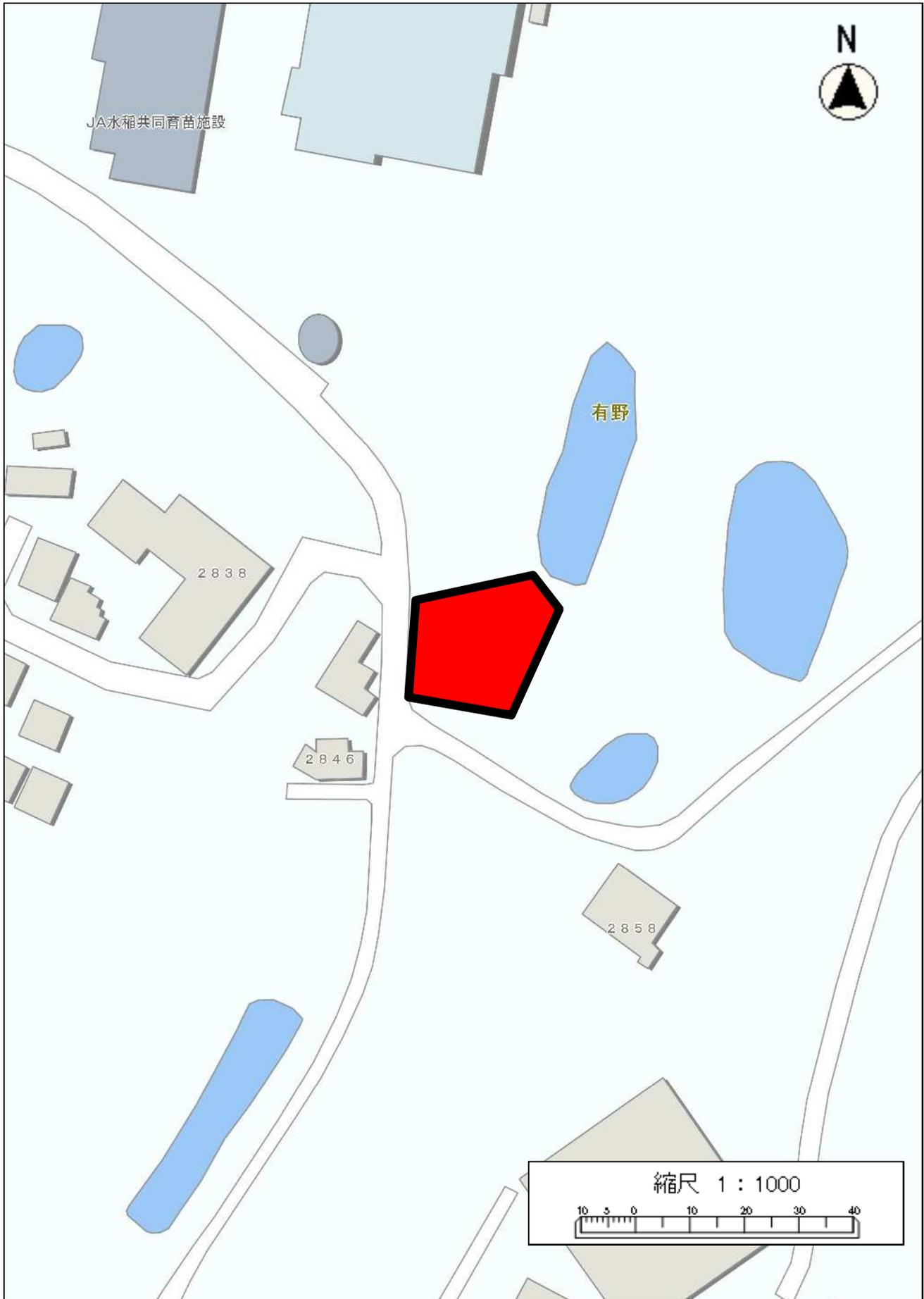
	<p>ションがあり、東側コンクリートブロック塀にごみ収集日等の看板が取り付けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地は、任意の土壌汚染調査により、土地の一部から指定基準を超えるふっ素及びその化合物、鉛及びその化合物（含有量）が検出されたので、土壌汚染対策法に準じて舗装による飛散防止対策を行っています。したがって、当該地の東側入口 15mより奥は、原則として舗装の掘削等できません。 ・落札者は、貸付対象地の利用計画書を事前に神戸市に提出し、協議を行ってください。 ・貸付対象地内に土壌汚染の観測井がありますが、現状での貸付けとなります。 ・道路からの乗入れについては、事前に建設局中部建設事務所安全推進係（TEL：代表 078-511-0515）にご確認ください。 ・貸付対象地の現在の借地人との貸付期間は令和7年3月31日までです。
<p>物件担当課</p>	<p>都市局用地活用推進課 （TEL：078-595-6751）</p>

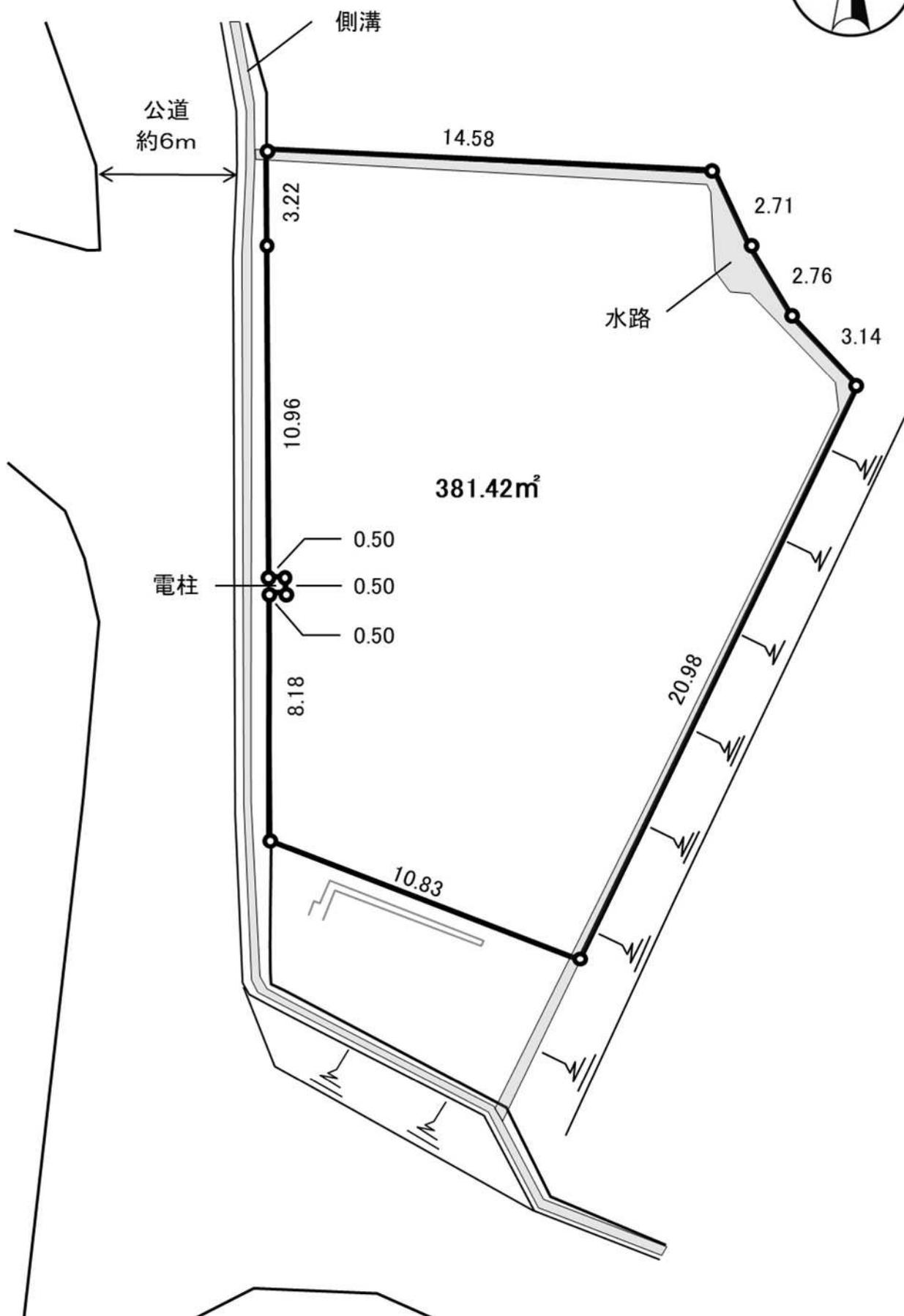




3号地 物件調書

土地の概要	
所在地	神戸市北区有野町有野字上向山2849番1のうち
地目	原野
現況	更地
貸付面積	381.42㎡(実測)
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく】
貸付期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日
用途	平面駐車場(建物所有目的には使用できません。)
最低月額貸付価格	¥ 14,000- (この金額未満の入札は無効となります。)
入札保証金	¥ 42,000- (落札後は、保証金に充当します。)
特記事項	<ul style="list-style-type: none">・貸付対象地内に従前建物の基礎が一部残存しています。また、貸付対象地と前面道路に高低差がありますが、現状での貸付となります。・貸付対象地は現在駐車場用地として貸付中であり、現在の借地人との貸付期間は令和7年3月31日までです。・貸付期間中の貸付対象地(水路を含む)の管理及び補修等については、全て落札者の費用と負担で行っていただきます。・落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで完全に撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。・道路からの乗入れにあたり、貸付対象地の嵩上げ又は道路の改修、溝蓋の新設又は改修を行う場合は、全て落札者の費用と負担で行ってください。また、道路占用許可申請等が必要となる場合があります。詳しくは建設局北建設事務所安全推進係(TEL:078-981-5191 代表)までお問い合わせください。・貸付対象地を駐車場として使用するにあたり、必要な手続きについては、関係行政機関、関係事業者にお問い合わせください。
物件担当課	行財政局資産活用課 (TEL:078-322-5140)

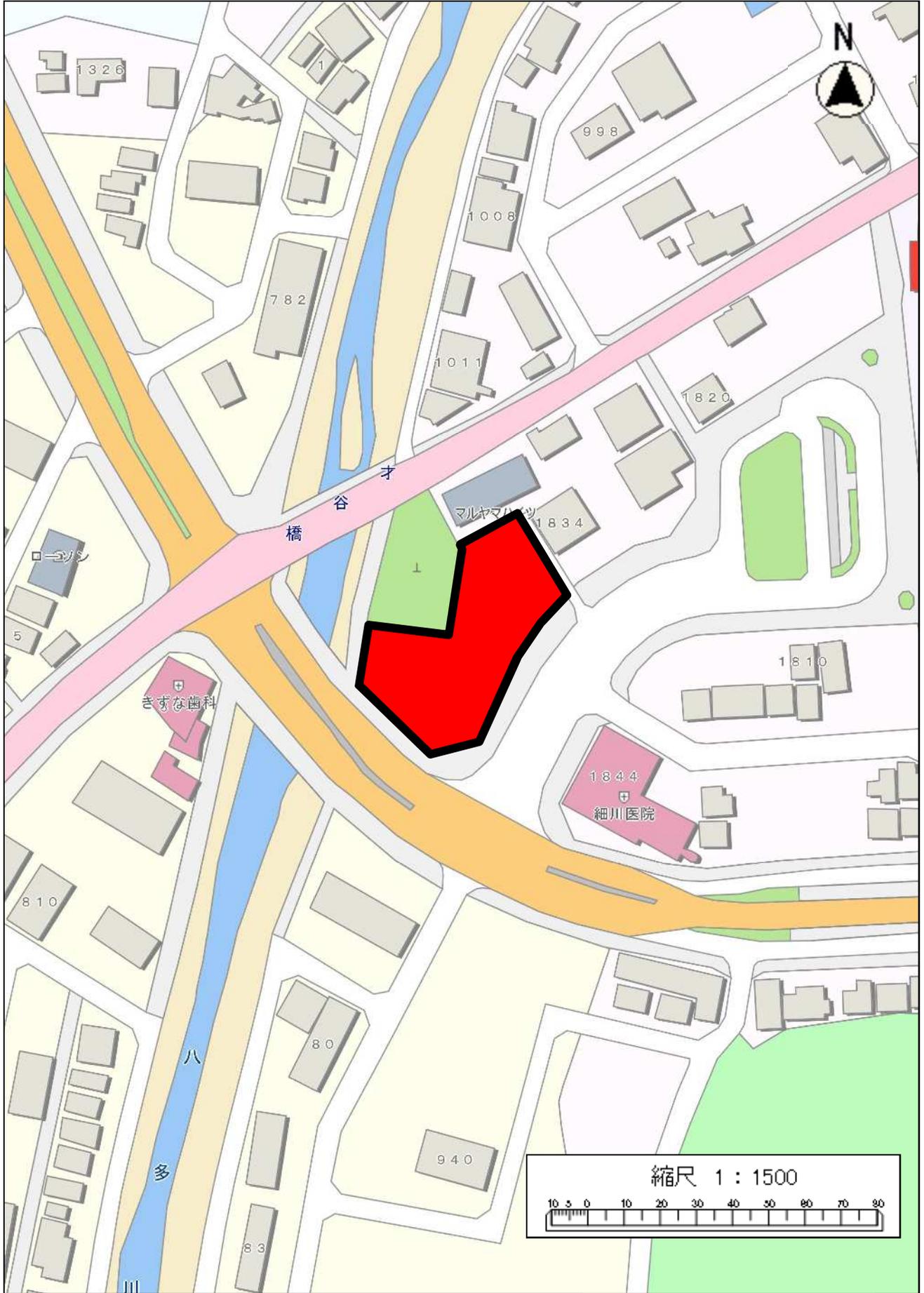


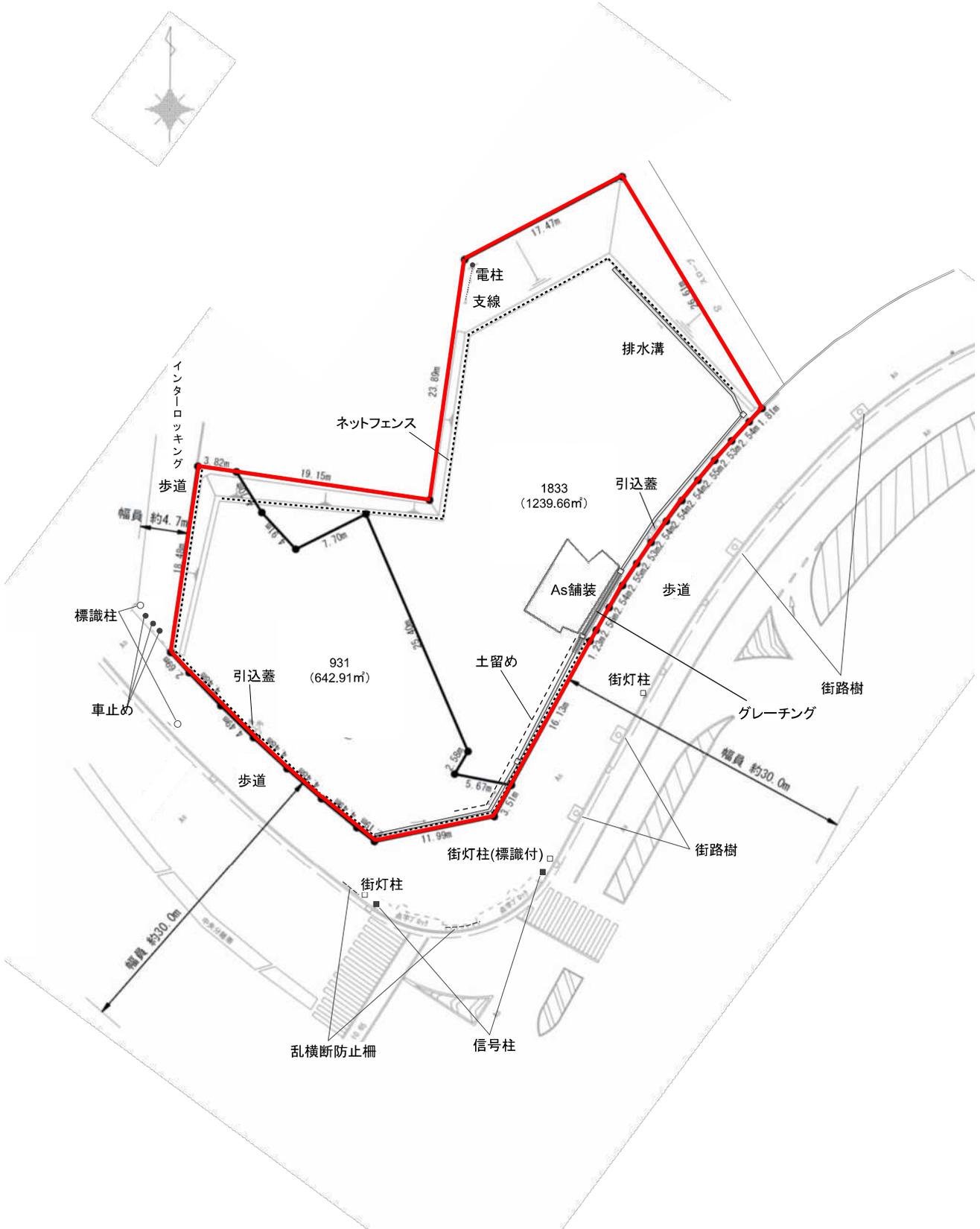
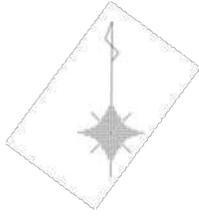


4号地 物件調書

土地の概要	
所在地	神戸市北区道場町日下部字才谷1833番 神戸市北区八多町中字下川原931番
地目	宅地
現況	駐車場
貸付面積	1,882.57㎡(実測)
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく】
貸付期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日
用途	平面駐車場(建物所有目的には使用できません。)
最低月額貸付価格	¥185,800-(税抜き)(この金額未満の入札は無効となります。) ※消費税及び地方消費税(10%)加算後の価格が契約月額賃料となります。
入札保証金	¥557,400-(落札後は、保証金に充当します。)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地には法面が含まれ、工作物(砕石敷設、アスファルト舗装(一部)、電気配管・配線<埋設分>、ネットフェンス、排水溝、グレーチング、土留め等)があります。貸付期間中の管理(草刈り、清掃等を含む)及び補修等については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。また、貸付対象地の使用に起因する事柄については、すべて落札者の責任で対処してください。 ・上記工作物のうち、アスファルト舗装(一部)、電気配管・配線<埋設分>については契約終了時に落札者により撤去していただきます。また、土地の利用にあたって現存するネットフェンスを撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、本市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・上記以外の工作物(精算機(コンクリート基礎含む)、テント、看板(取付柱含む)、単管パイプ、区画ロープ、電気引込柱(看板等の附属物含む)、自動販売機、電気配管・配線<地上分>)は現契約者が撤去します。 ・貸付対象地の南東側前面道路沿いの一部及び北西角付近においてネットフェンスが撤去されていますが、現在の進入口を除いて、現契約者により復旧されます。 ・落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約

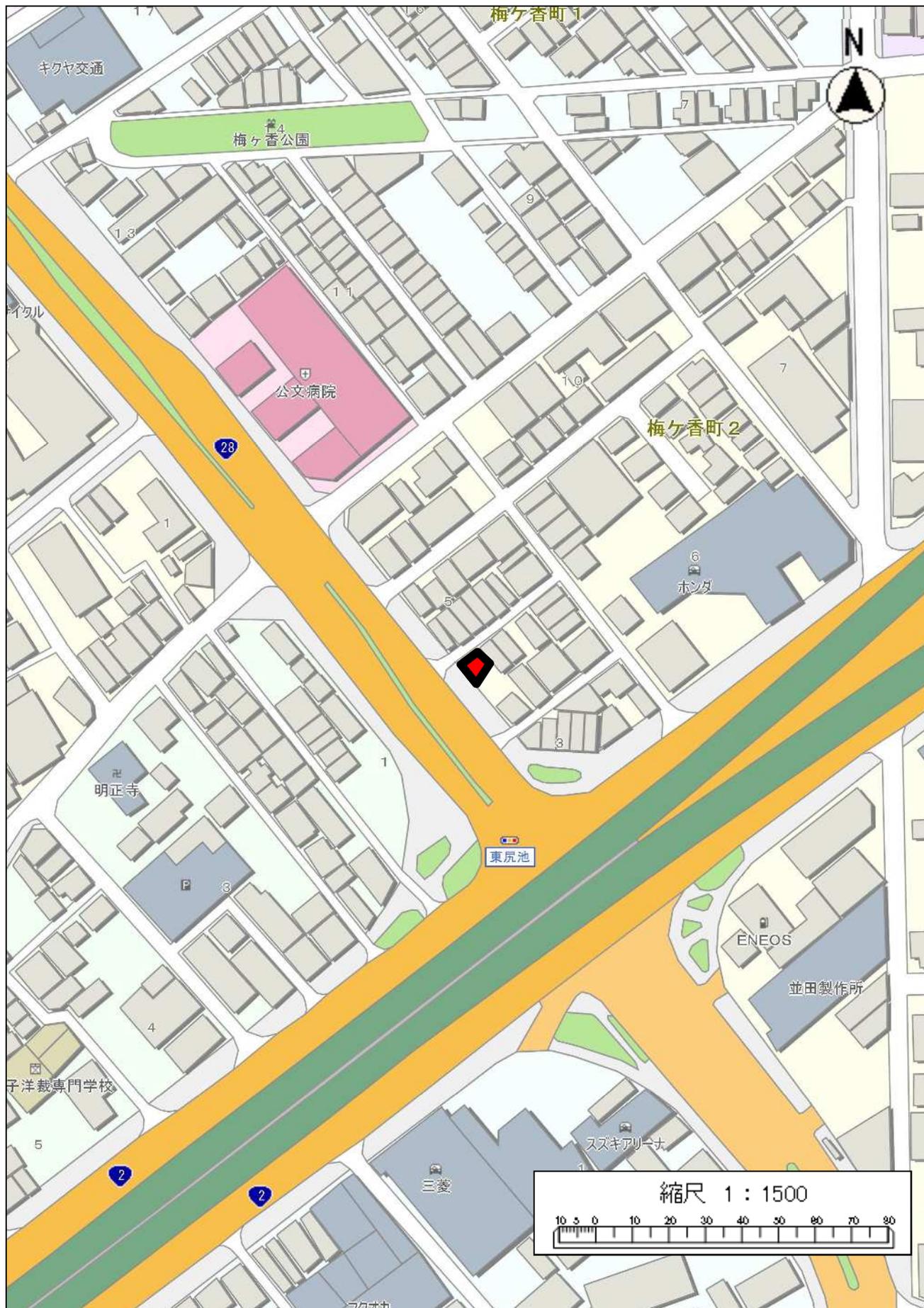
	<p>終了時までには全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合にはこの限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地の南東側及び南西側前面道路沿いに給水管と排水管の引込蓋があります。貸付対象地をアスファルト等で舗装する場合は保護してください。なお、アスファルト等の舗装の契約終了時の扱いは上記と同じです。 ・貸付対象地の南東側前面道路沿いの一部に土留めがありますが、現状での貸付けとなります。 ・貸付対象地の北側に電柱及び支線がありますが、現状での貸付けとなります。なお、この電柱からの電気の供給はありません。 ・南東側前面道路に街灯柱、街路樹、信号柱が、南西側前面道路に街灯柱、信号柱、標識柱、横断防止柵が、西側前面道路に標識柱、車止めがあります。 ・貸付対象地は道場八多地区まちづくり協定や道場八多地区地区計画等による制限があります。 ・道路からの乗入れについては、事前に建設局北建設事務所安全推進係（TEL：078-981-5191 代表）にご確認ください。 ・貸付対象地の現在の借地人との貸付期間は令和7年3月31日までです。
<p>物件担当課</p>	<p>都市局用地活用推進課 （TEL：078-595-6751）</p>

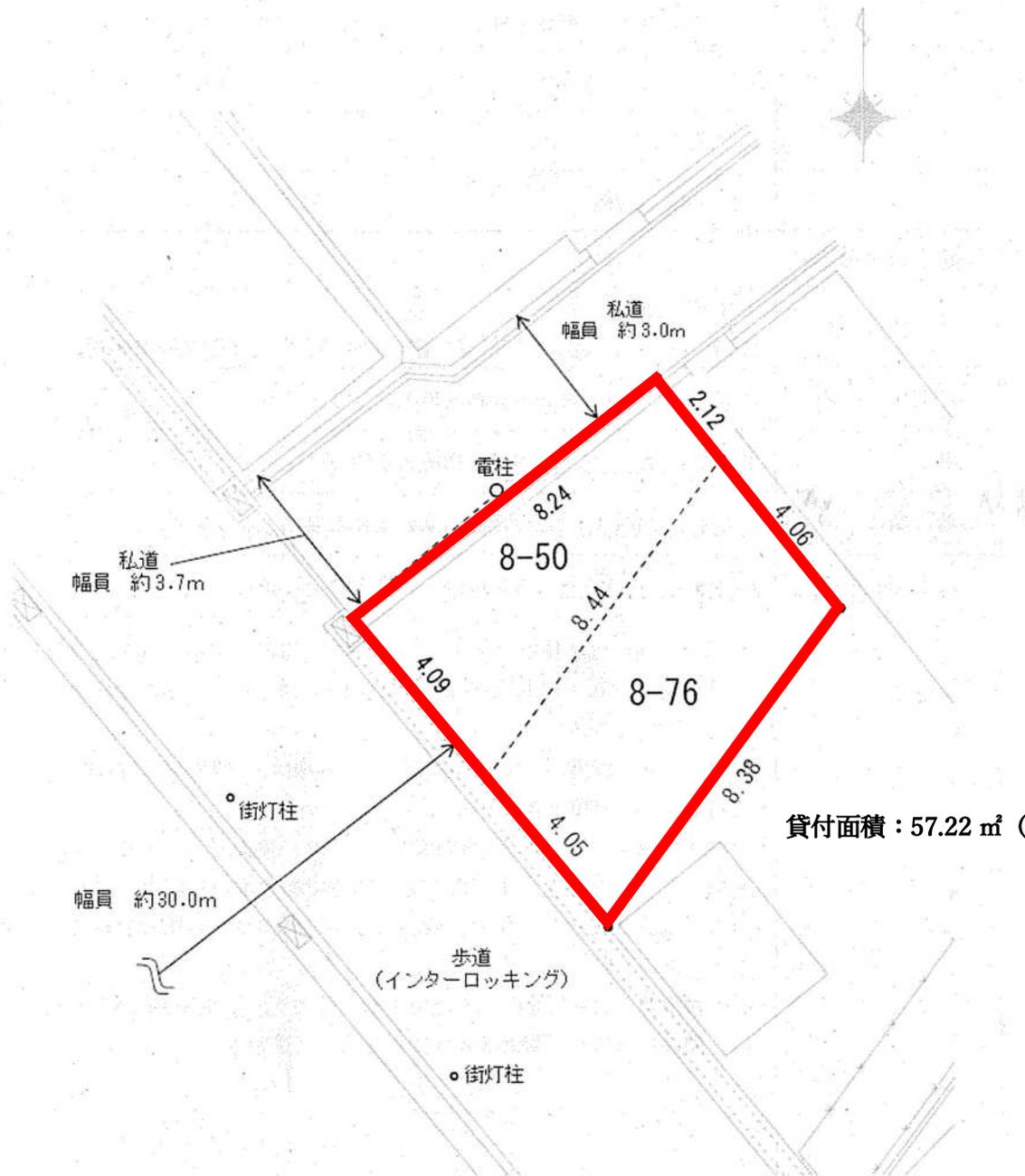




5号地 物件調書

土地の概要	
所在地	神戸市長田区梅ヶ香町2丁目8番50のうち、8番76
地目	宅地
現況	駐車場
貸付面積	57.22㎡(概測)
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく】
貸付期間	契約開始時期：契約締結日から1ヶ月以内 契約終了時期：令和11年3月31日
用途	平面駐車場(建物所有目的には使用できません。)
最低月額貸付価格	¥40,000-(税抜き)(この金額未満の入札は無効となります。) ※消費税及び地方消費税(10%)加算後の価格が契約月額賃料となります。
入札保証金	¥120,000-(落札後は、保証金に充当します。)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地には工作物(アスファルト舗装、ライン、境界塀、埋設電気配管・配線)があります。貸付期間中の管理及び補修等については、全て落札者の費用と負担で行ってください。 ・上記以外の工作物(看板、一次電源〔看板付ポールを含む〕、精算機〔コンクリート基礎を含む〕、金属製車止め)は、現契約者が撤去します。 ・前面道路に電柱(街灯付)があります。 ・落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で設置し、契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。 ・貸付対象地を駐車場として使用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関、関係事業者にご確認ください。 ・経済状況により消費税が変動する際は、貸付価格にも反映させます。 ・既存契約の契約満了期間はR6.10.31です。
物件担当課	建設局事業用地課 (TEL: 078-595-6021)



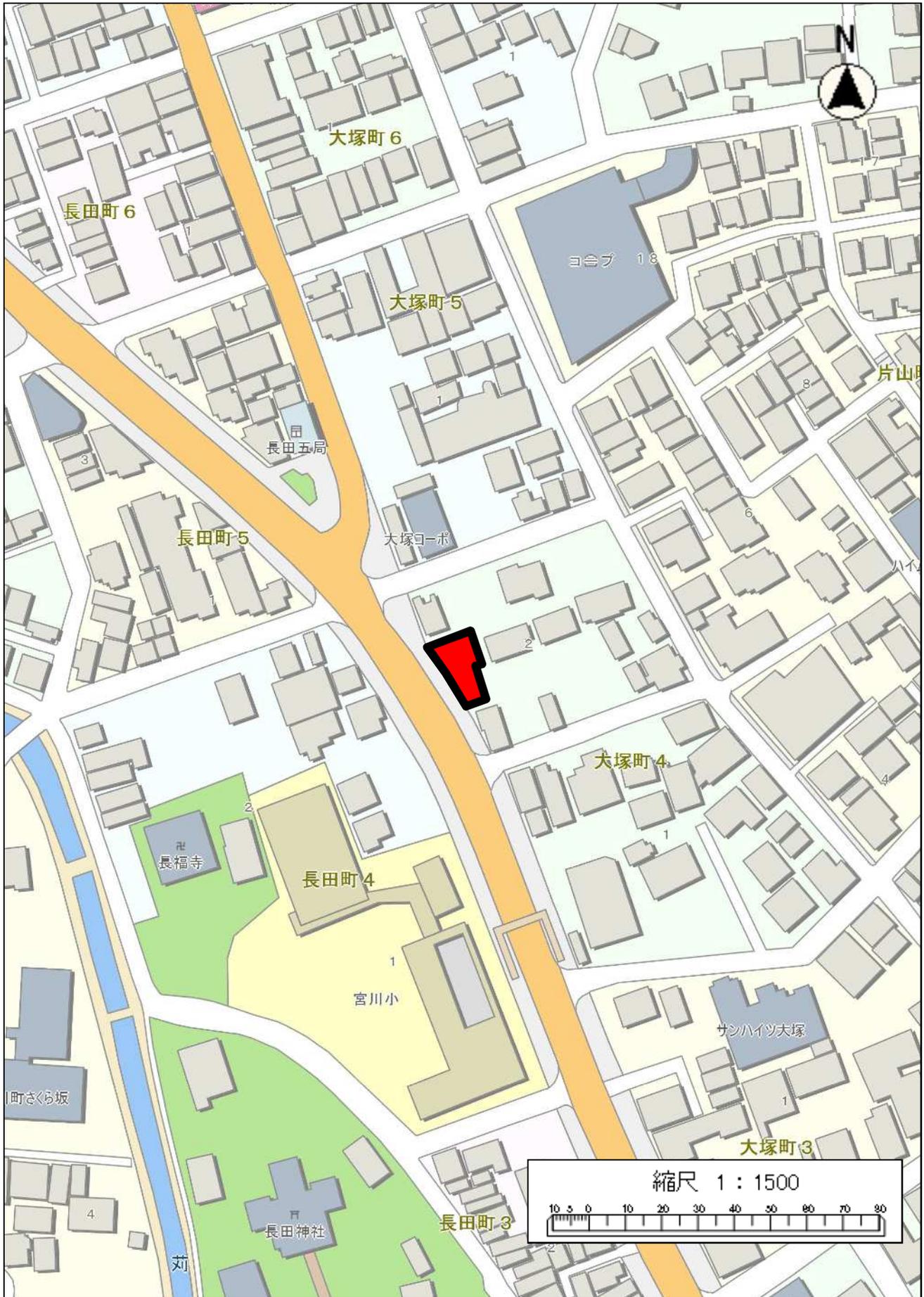


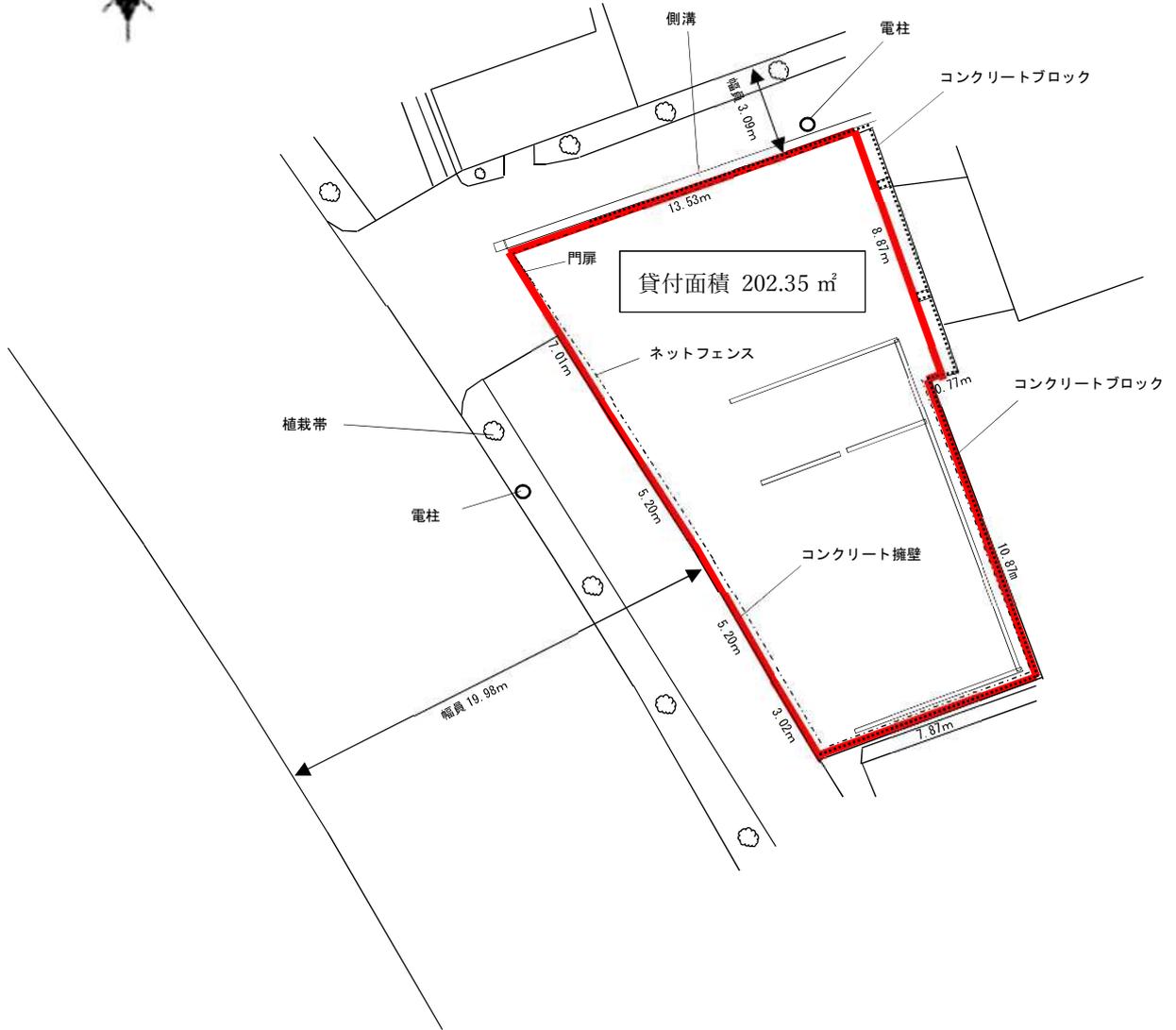
貸付面積 : 57.22 m² (概測)

6号地 物件調書

土地の概要	
所在地	神戸市長田区大塚町4丁目14番2のうち、14番3のうち
地目	宅地
現況	更地
貸付面積	202.35㎡（実測）
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
貸付期間	令和6年12月1日から令和11年3月31日
用途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額貸付価格	¥128,492－（この金額未満の入札は無効となります。）
入札保証金	¥385,476－（落札後は、保証金に充当します。）
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地には法面が含まれ、工作物（コンクリート舗装、ネットフェンス、コンクリートブロック、コンクリート擁壁等）があります。貸付期間中の管理（草刈り、清掃等を含む）及び補修等については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。また、貸付対象地の使用に起因する事柄については、すべて落札者の責任で対処してください。 ・貸付対象地東側及び南側及び北側のネットフェンスについては撤去、変更できません。それ以外の現存するネットフェンス、門扉を撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。 ・西側前面道路に電柱、街路樹、植栽帯が、北側前面道路（私道）に電柱、側溝があります。 ・道路からの乗入れについて、既存の道路構造物を改築する際には、道路管理者との協議が必要となります。詳しくは事前に建設局西部建設事務所（TEL：078-742-2424 代表）にご確認ください。 ・現地見学について、敷地外からは自由に見学いただいて構いませんが、路上駐車、大声での会話等、近隣住民の迷惑にならないようご注意ください。

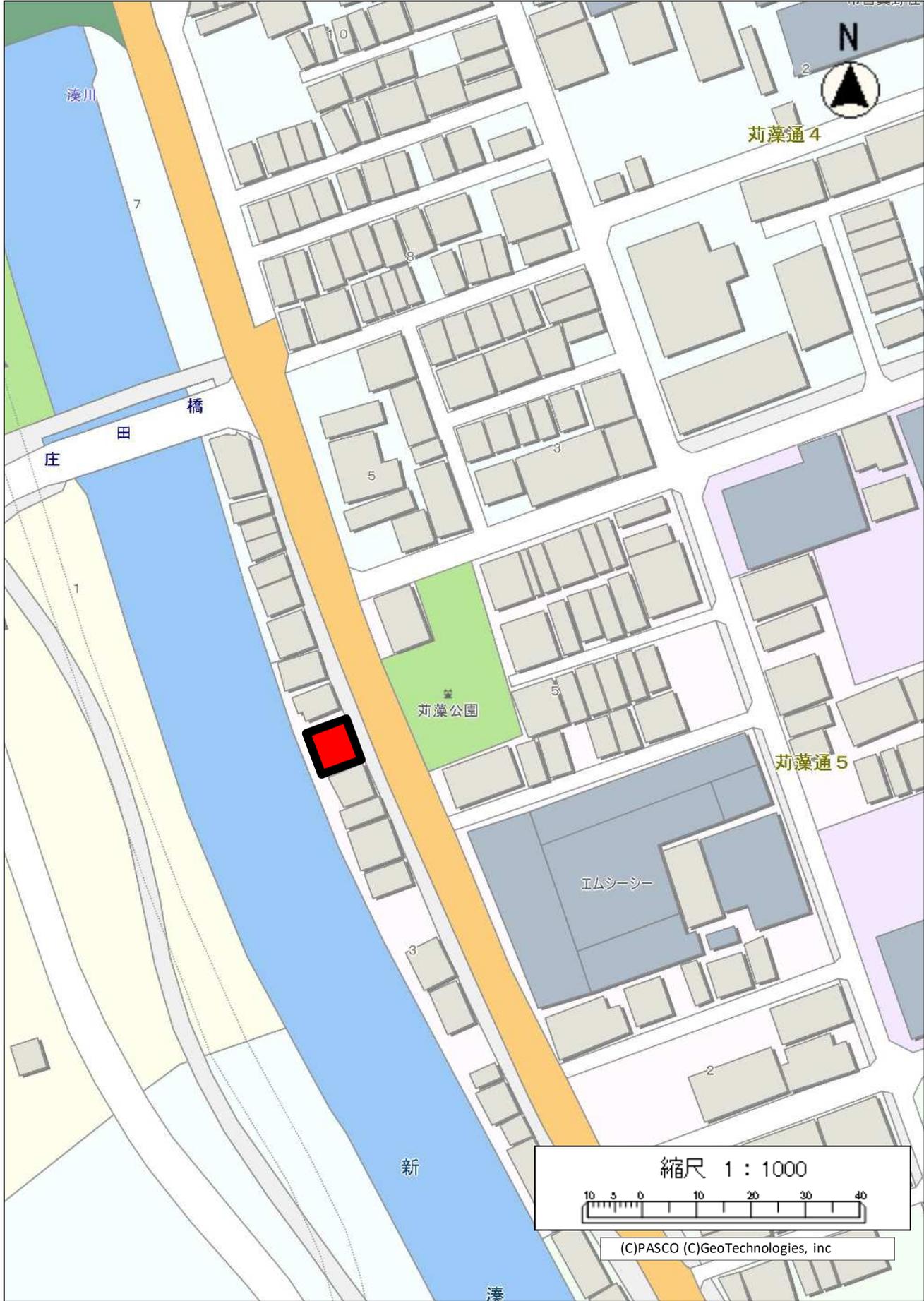
	ださい。 ・敷地内での現地見学を希望する場合、8月28日（水）までに各物件担当課へ連絡してください。
物件担当課	都市局用地活用推進課（TEL：078-595-6751）





7号地 物件調書

土地の概要	
所在地	神戸市長田区苅藻通5丁目19番のうち
地目	運河用地
現況	宅地（一部道路と高低差あり）
貸付面積	76.09㎡（実測）
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
貸付期間	令和6年12月1日から令和10年3月31日
用途	<u>平面駐車場</u> （建物所有目的には使用できません。）
最低月額貸付価格	¥27,393－（この金額未満の入札は無効となります。）
入札保証金	¥164,358－（落札後は、保証金に充当します。）
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地には、工作物（フェンス、一部コンクリート舗装、コンクリートブロック、柵蓋、コンクリート基礎）が含まれ、現状での貸付けとなります。貸付期間中の管理・補修については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・上記工作物のうちフェンスを撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、貸主である本市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・貸付対象地の南西側敷地と南東側道路敷地において、宅内段差があります。 ・貸付対象地の貸付面積のうち南西側17.45㎡は、南東側道路敷地と高低差があり、平面利用を行うことはできませんが、現状での貸付とします。また、落札者において造成等の工事等を行うことは認めません。 ・貸付対象地に盛土や工作物の撤去・改修・新築する場合には、予め工事内容を物件担当課に届出し、許可を得てから着工してください。 ・貸付対象地において、落札者が新たに設置した工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去いただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。 ・近隣住居の迷惑になるような使用はしないでください。 ・貸付対象地を駐車場として使用するにあたり、必要な手続きについては、関係行政機関、関係者にご確認ください。 ・現地見学については、8月19日から9月11日の間において自由に見学いただいて構いませんが、事前に物件担当課あてにご連絡ください。また、現地見学の際、路上駐車、大声での会話等近隣住民の迷惑にならないようご注意ください。
物件担当課	港湾局経営課（TEL：078-595-6279）

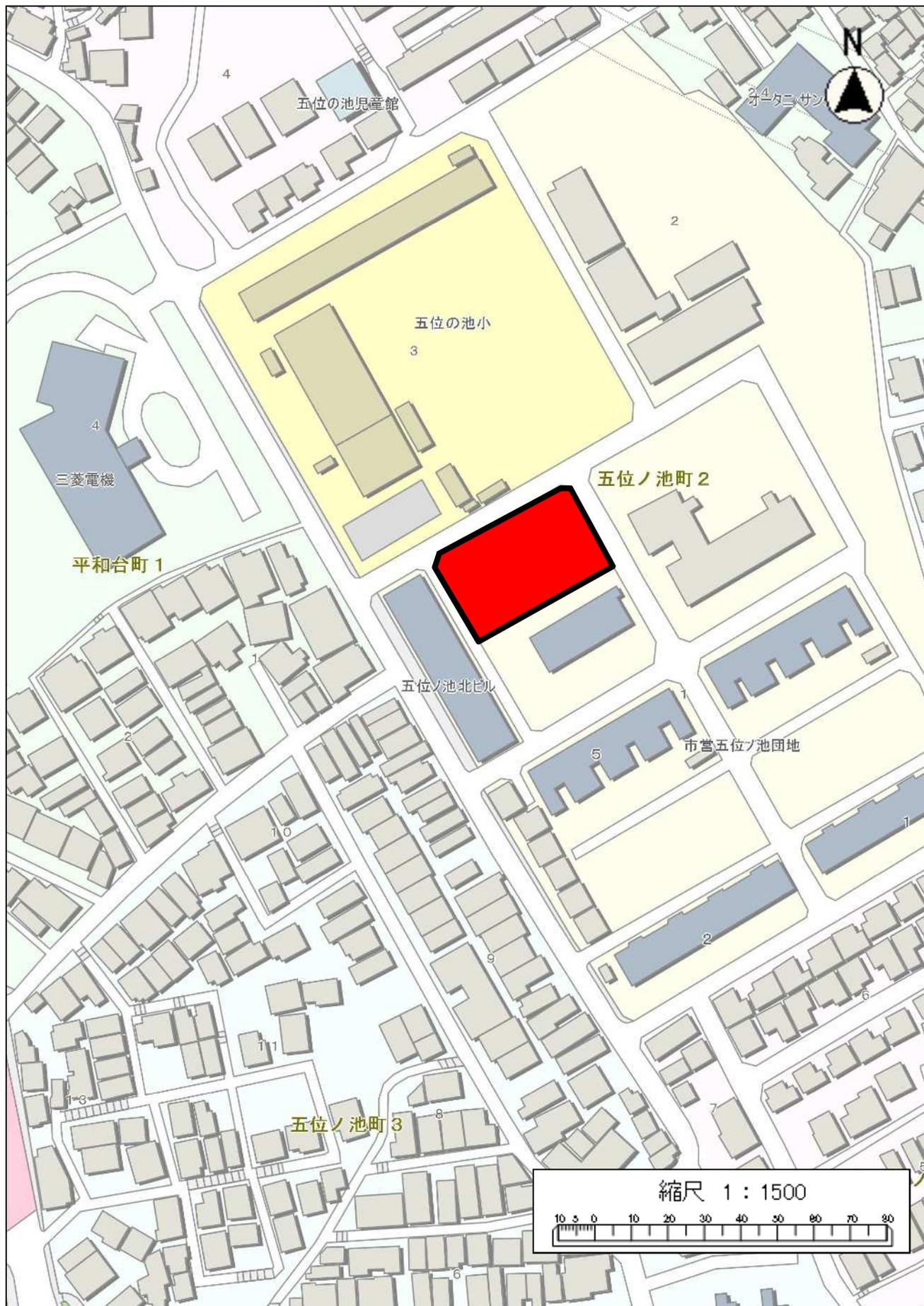


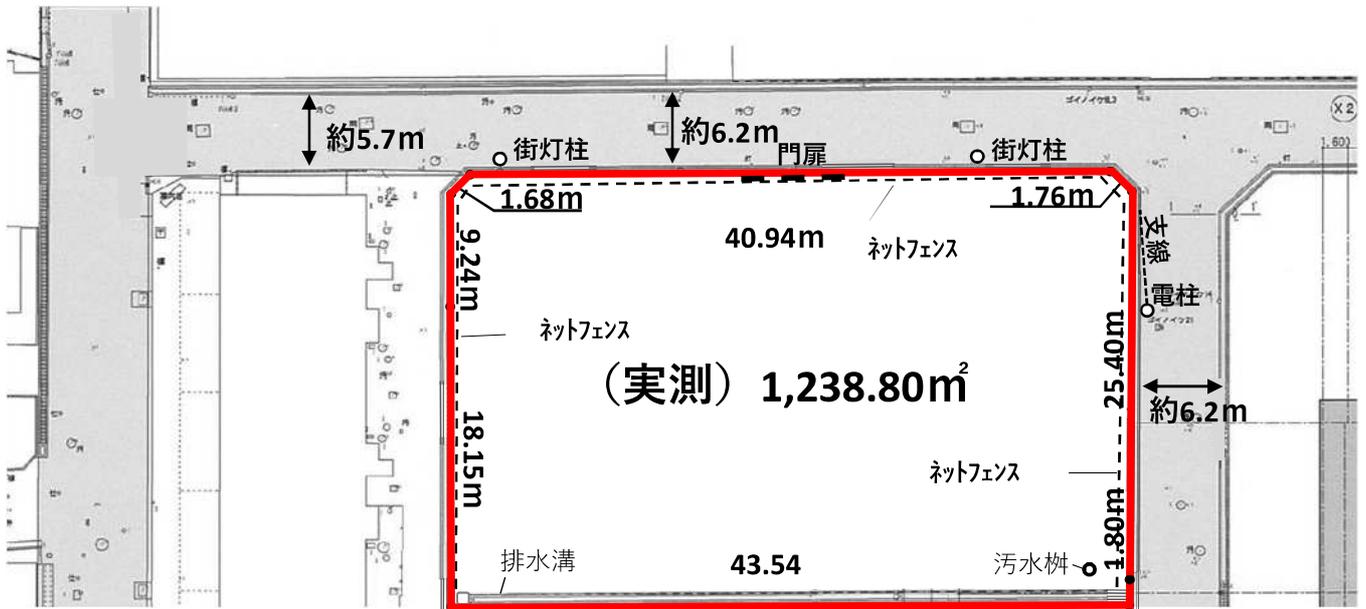
8号地 物件調書

土地の概要	
所在地	神戸市長田区五位ノ池町2丁目1番9
地目	宅地
現況	駐車場
貸付面積	1,238.80㎡(実測)
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく】
貸付期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日
用途	平面駐車場(月極駐車場を含めること※。建物所有目的には使用できません。)
最低月額貸付価格	<p>¥229,000-(税抜き)(この金額未満の入札は無効となります。)</p> <p>※消費税及び地方消費税(10%)加算後の価格が契約月額賃料となります。</p>
入札保証金	¥687,000-(落札後は、保証金に充当します。)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地は令和7年3月31日まで賃貸借契約(平面駐車場)を締結していますが、アスファルト舗装、ネットフェンス(西側の波板除く)、門扉及び排水溝以外の現契約者が設置した工作物等については、撤去(原状回復)される予定です。 ・アスファルト舗装、ネットフェンス(西側の波板除く)、門扉及び排水溝貸付期間中の管理及び補修については、全て落札者の費用と負担で行ってください。工作物を撤去する場合は、契約終了時まで原状回復してください。 ・貸付対象地の北西側前面道路に街灯柱が2本、東側前面道路に電柱、支線があります。 ・貸付対象地の南東側に污水管の引込蓋があります。 ・落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合にはこの限りではありません。 ・貸付対象地を駐車場として利用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関、関係事業者にご確認ください。 ・道路からの乗り入れについて、道路占用許可申請が必要です。詳しい手続きは、建設局西部建設事務所安全推進係(TEL:078-742-2421代表)にご確認ください。 <p>※現在の駐車場は月極47台で運営されているが、当該地の賃貸借契約が令和7年3月31日で満了するため。</p>

物件担当課

建築住宅局住宅整備課調整担当 (TEL : 078-595-6170)

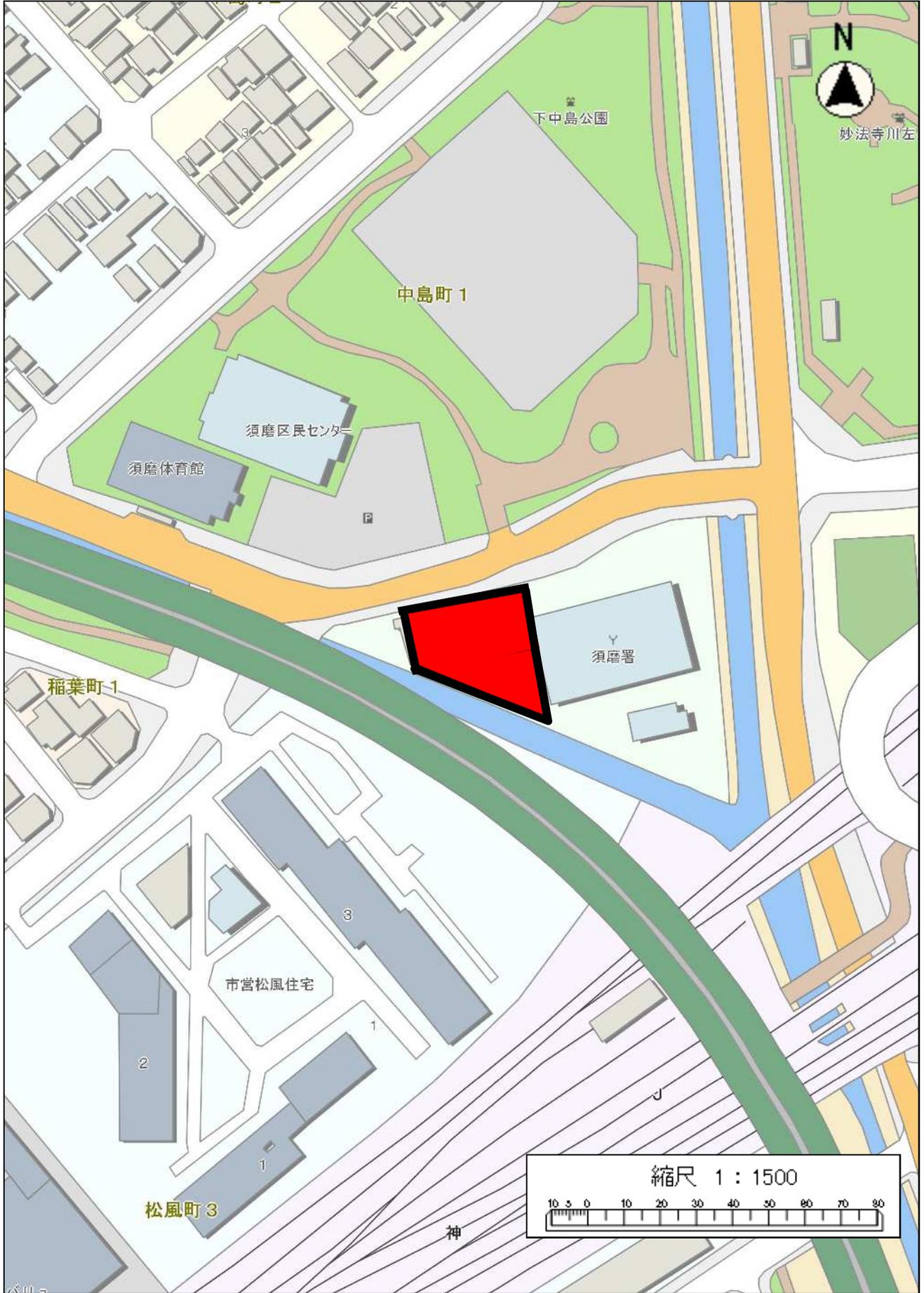




9号地 物件調書

土地の概要	
所在地	神戸市須磨区中島町1丁目1番2のうち
地目	宅地
現況	更地
貸付面積	700.00㎡（概測）※「特記事項」参照
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
貸付期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日 ※「特記事項」参照
用途	<u>平面駐車場</u> （建物所有目的には使用できません。）
最低月額貸付価格	<u>¥393,000-</u> （この金額未満の入札は無効となります。）
入札保証金	<u>¥1,179,000-</u> （落札後は、保証金に充当します。）
特記事項	<ul style="list-style-type: none">貸付対象地には、工作物（ネットフェンス、門扉、電柱等）があります。貸付期間中の管理（草刈り、清掃等を含む）及び補修等については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。また、貸付対象地の使用に起因する事柄については、すべて落札者の責任で対処してください。土地の利用にあたって現存するネットフェンス、門扉を撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。北側前面道路にガードレール、歩道切下げ、道路標識、植栽帯、バス停留所があります。道路からの乗入れについては、事前に建設局西部建設事務所安全推進係（TEL：078-742-2421 代表）にご確認ください。現地見学について、敷地外からは自由に見学いただいて構いませんが、路上駐車、大声での会話等、近隣住民の迷惑にならないようご注意ください。

	<p>・敷地内での現地見学を希望する場合、8月28日（水）までに各物件担当課へ連絡してください。</p> <p>※敷地西側（画地図のうち赤字破線部分）において電柱の移設工事を予定しているため、貸付範囲を敷地東側の700㎡（概測）としておりますが、工事の影響範囲または実施状況に応じて、貸付開始時期の前倒しまたは貸付面積を追加できる場合があります（最大1,054.02㎡）。上記工事は令和6年度中の完了を予定しておりますが、工事の実施時期が令和7年4月1日以降（賃貸借契約の開始日以降）になった場合には、工事用車両の進入など必要なお協力をお願いします。なお、貸付面積を追加する場合の貸付価格は、落札金額の1㎡あたりの価格に基づき算出します。</p>
物件担当課	行財政局資産活用課（TEL：078-322-5051）

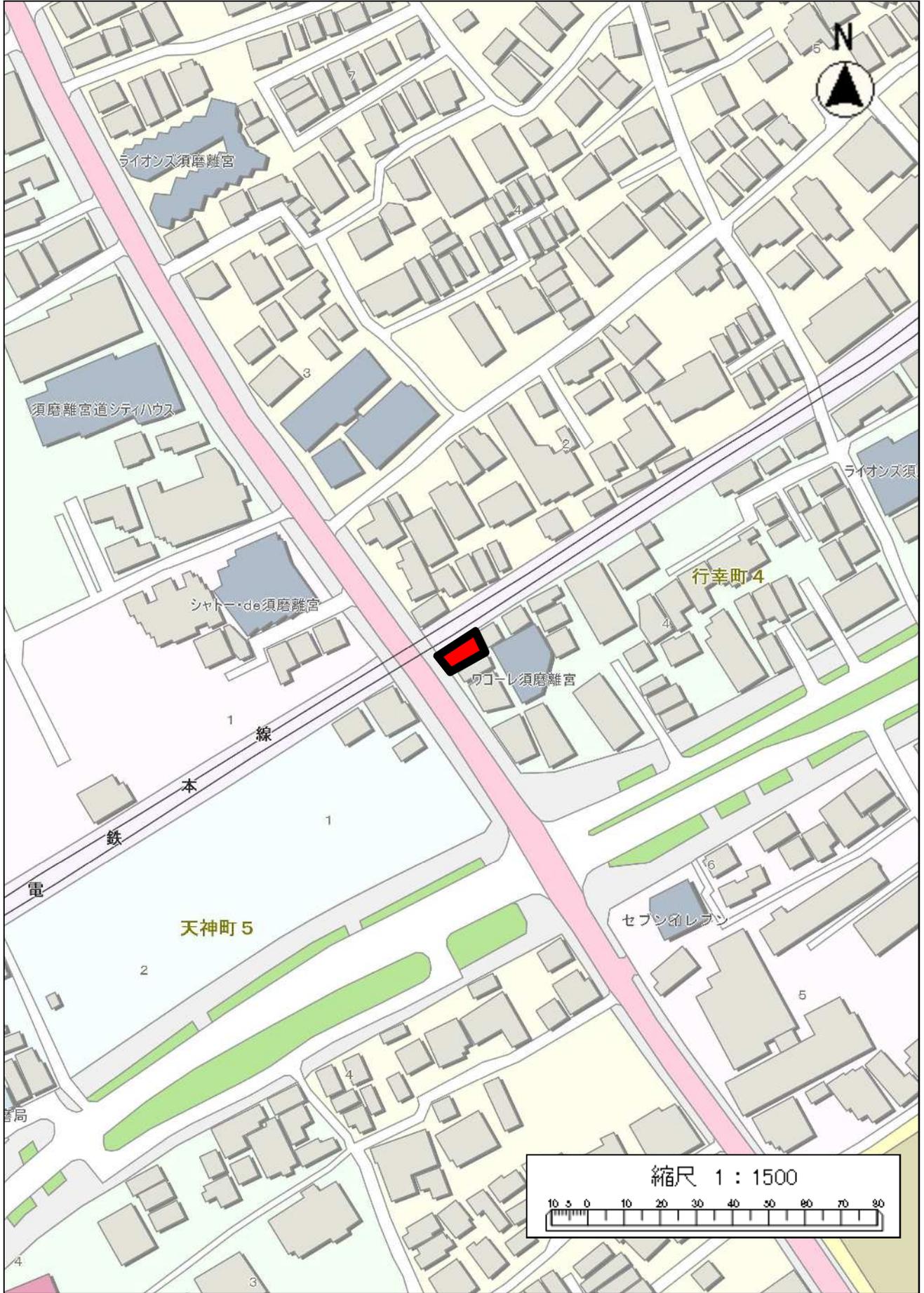


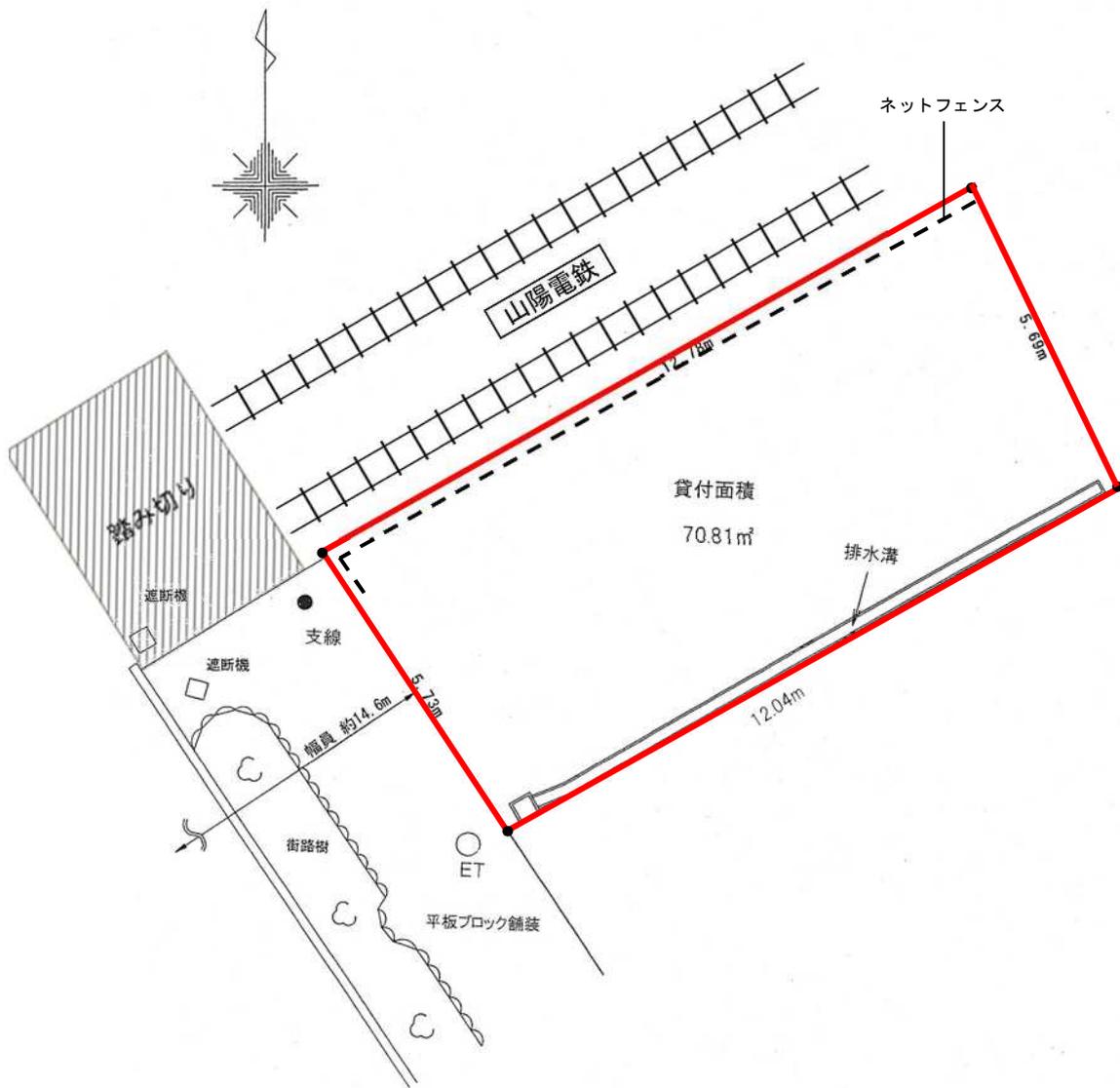


10号地 物件調書

土地の概要	
所在地	神戸市須磨区行幸町4丁目4番1
地目	宅地
現況	資材置場
貸付面積	70.81㎡(実測)
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく】
貸付期間	契約開始時期：契約締結日から1ヶ月以内 契約終了時期：令和11年3月31日
用途	資材置場(建物所有目的には使用できません。)
最低月額貸付価格	¥24,900- (この金額未満の入札は無効となります。)
入札保証金	¥74,700- (落札後は、保証金に充当します。)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地には工作物(ネットフェンス、排水溝等)があります。貸付期間中の管理(草刈り、清掃等を含む)及び補修等については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。また、貸付対象地の使用に起因する事柄については、すべて落札者の責任で対処してください。 ・落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・土地の利用にあたって現存するネットフェンスを撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、本市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・貸付対象地南側において、隣接地の電線の一部が上空を越境していますが現状での貸付となります。 ・貸付対象地北東側において、隣接地のコンクリートブロック、塀、石積が、貸付対象地南西側において、前面道路の石畳、平板ブロックが越境していますが、現状での貸付となります。 ・前面道路に電柱、支線、遮断機及び植栽帯があります。なお、前面道路の植栽帯は撤去できません。 ・貸付対象地は山陽電鉄本線の鉄道敷に隣接しており、貸付対象地内にお

	<p>いて整備工事等を行う際は、事前に近接施工協議が必要となる場合があります。詳しくは、山陽電気鉄道株式会社技術部（TEL 078-940-5283）までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none">・貸付対象地の現在の借地人との貸付期間は令和6年10月31日までです。
物件担当課	都市局用地活用推進課（TEL：078-595-6751）





1 1 号地 物件調書

土地の概要	
所在地	神戸市西区伊川谷町有瀬字土橋 6 4 0 番 1 のうち 神戸市西区伊川谷町有瀬字皆竹 7 6 2 番 2 のうち
地目	宅地
現況	駐車場
貸付面積	4 2 2 . 6 9 m ² (実測)
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法（明治 29 年法律第 89 号）第 6 0 1 条に基づく】
貸付期間	契約開始時期：契約締結日から 1 ヶ月以内 契約終了時期：令和 1 1 年 3 月 3 1 日
用途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額貸付価格	¥ 7 8 , 5 0 0 - (税抜き)（この金額未満の入札は無効となります。） ※消費税及び地方消費税（10%）加算後の価格が契約月額賃料となります。
入札保証金	¥ 2 3 5 , 5 0 0 - (落札後は、保証金に充当します。)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付対象地には工作物（ネットフェンス、門扉、排水溝、アスファルト舗装、駐車区画ライン〔文字含む〕、コンクリート車止め、U字柵、電気配管・配線<埋設分>）があります。貸付期間中の管理（草刈り、清掃等を含む）及び補修等については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。また、貸付対象地の使用に起因する事柄については、すべて落札者の責任で対処してください。 ・ 上記工作物のうちアスファルト舗装、駐車区画ライン〔文字含む〕、コンクリート車止め、U字柵、電気配管・配線<埋設分>）については契約終了時に落札者により撤去していただきます。また、土地の利用にあたって現存するネットフェンス、門扉を撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、貸主である神戸市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・ 上記以外の工作物（看板、車止め、ロック装置、精算機、電気引込柱（附属物含む）、照明柱（附属物含む）、電気配管・配線<地上分>）は、現契約者が撤去します。 ・ 落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用

	<p>と負担で行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none">・貸付対象地南東側において隣接地の電線の一部が越境していますが、現況での貸付となります。・前面道路に電柱があります。・道路からの乗入については、事前に建設局西建設事務所安全推進係（TEL:078-912-3750）にご確認ください。・貸付対象地の現在の借地人との貸付期間は令和6年10月31日までです。
物件担当課	都市局用地活用推進課（TEL：078-595-6751）



